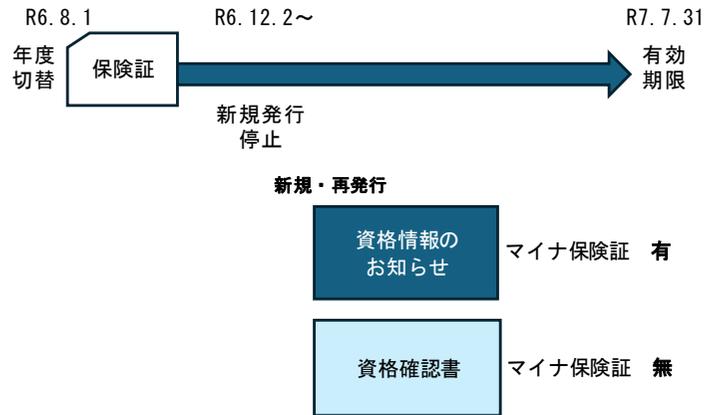


マイナ保険証・被保険者証番号変更について

1 マイナ保険証を基本とする仕組みについて

令和6年12月2日以降、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行されておりますので、新規加入や再発行の際には、これまでの「被保険者証」に代わり、マイナ保険証をお持ちの方へは、医療機関窓口での資格確認を補助する目的として、「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方へは、以前の健康保険証と同様の内容が記載されている「資格確認書」を発行しています。

令和6年8月に発行した「被保険者証」は有効期限（基本の有効期限：令和7年7月31日（70歳到達の方は誕生月の末日・75歳到達の方は誕生日の前日までが期限））まで利用することができます。



2 「被保険者証」の年次更新について

有効期限後の更新の際には、「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を送付します。

令和7年7月31日に多くの方が「被保険者証」の有効期限を迎えられます。有効期限が切れる令和7年7月中旬には、上記のルールに従い、受診に支障がないよう該当書類を送付します。

3 マイナ保険証の利用状況等について

マイナ保険証		参考：カード取得状況 (市内全体)
連携率	利用率	
73.10%	31.84%	R6.11末時点 79.22%

4 被保険者証番号の変更について

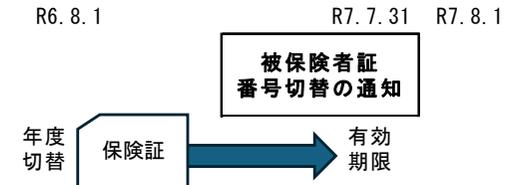
本市では、国保資格や被保険者が医療を受けた場合の給付管理に必要な「被保険者証番号」(被保険者証等に記載されている番号)に『個人別整理番号』である「宛名番号」を利用し管理してきました。しかし、全国的には、同一世帯員は同じ「世帯番号」に個人を示す「枝番」をつけた『世帯別整理番号』の管理が主流です。

現在、国は、システム仕様等を統一する目的で「標準準拠システム※」への移行を進めており、本市においても令和8年1月の移行が決定しています。

本システムにおいて『世帯別整理番号』が標準とされていることから、システム移行に合わせる形で、これまでの管理方式の見直し、被保険者証番号の変更を行うことといたしました。



今回の切替時期となる令和7年8月に「被保険者証番号」を変更します。



【周知・広報について】

- 市広報での周知（R7.6.1号）
- 被保険者・医療機関への通知（R7.6頃）

「新番号」の 資格情報のお知らせ マイナ保険証 有
「新番号」 資格確認書 マイナ保険証 無